4　「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

5　本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第５条第１項又は第７条第１項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

6　「その他Tier１資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

7　「Tier２資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

8　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

9　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項　　目	前期末	当期末
資本金		
非累積的永久優先株		
新株式申込証拠金		
資本剰余金		
利益剰余金		
自己株式	△	△
自己株式申込証拠金		
社外流出予定額	△	△
その他有価証券の評価差損	△	△
為替換算調整勘定		
新株予約権		

項　　目	前期末	当期末
短期劣後債務		
準補完的項目不算入額	△	△
準補完的項目　(C)		
自己資本総額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）　(D)		
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額		
ＰＤ／ＬＧＤ方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップス		
控除項目不算入額	△	△
控除項目　(E)		
自己資本額（Ｄ－Ｅ）　(F)		
資産（オン・バランス）項目		
オフ・バランス取引等項目		
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額		

項　　目	前期末	当期末
連結子法人等の少数株主持分		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
営業権相当額	△	△
のれん相当額	△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額	△	△
繰延税金資産の控除前の［基本的項目］計（上記各項目の合計額）		
繰延税金資産の控除金額	△	△
基本的項目　(A)		
償還を行う蓋然性を有する株式等		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額		
一般貸倒引当金		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
負債性資本調達手段等		
負債性資本調達手段		
期限付劣後債務及び期限付優先株		